



お知らせ

INFORMATION

城里町役場 (代表)
☎029-288-3111

お知らせ

土地及び家屋等縦覧帳簿の縦覧について

納税者の皆さんが、ご自分の土地や家屋の価格(評価額)が適正かどうか比較し判断できるようにするため、土地及び家屋価格等縦覧帳簿の閲覧期間を次のとおり設けています。

期 間 4月2日(月)～5月1日(火)

※土曜日午後、日曜・祝日を除く
時 間 午前8時30分～午後5時15分

場 所 税務課

縦覧できる方 町内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者またはその家族等代理権を有する方

持参するもの ①納税者本人が確認するための納税通知書・課税明細書または運転免許証
②印鑑

問合せ 税務課
☎029-288-3111
(内線121)

総合老人保健センター「ひぬま荘」土地建物売却のお知らせ

茨城町にある総合老人保健センター「ひぬま荘」の土地・建物

を一般競争入札により売却します。
公売募集期間 3月1日(木)～3月30日(金)

※詳細については組合事務局までお問い合わせください。

申込先・問合せ 水戸地方広域市町村圏事務組合
☎029-293-8939

募 集

労働基準監督官を募集します

厚生労働省の専門職員(労働基準監督官)を募集します。

受験資格 ①昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの方 ②平成3年4月2日以降に生まれた方で大学をすでに卒業している方または平成25年3月までに卒業見込みの方

募集期間
○インターネットによる場合
4月2日(月)～12日(木)
○郵送・持参の場合
4月2日(月)～3日(火)

申込方法 原則としてインターネットによる申し込みとなります。(申込み専用アドレス
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)

※インターネットにより申し込みができない場合には、茨

城労働局または最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所などで受験申込書を手渡し、郵送または直接持参により申し込みください。

※募集要綱は茨城労働局ホームページ(<http://ibaraki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>)からご覧いただけます。

問合せ 茨城労働局
☎029-224-6211

高校生会会員を募集します

城里町高校生会では、ともに活動する会員を募集しています。高校生でボランティアに興味がある方はお気軽にお問い合わせください。

※町外在住の方も入会できます。
活動内容

○ふれあいの船事業(小学生が船で北海道に行く宿泊学習)に引率として参加
○その他町の事業や子ども会活動に協力
○会員相互のレクリエーション事業など

定例会 日時/毎月第2土曜日 午後2時から
場所/常北公民館
年会費 500円

告 白

申込先・問合せ
教育委員会事務局
☎029-288-3135

おでかけください!

●第23回東海さくらまつり (東海村)

期 間 4月1日(日)から15日(日)まで
ライトアップの時間 日没～午後9時

場 所 阿漕ヶ浦公園 (国道245号沿い)

問合せ 東海村観光協会
☎029-282-1711



納め忘れはありませんか？

～町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料～

平成23年度分の納付がお済みでない場合には、お早めに納付をお願いします。
未納の状態が続くと、次のような措置をとることがありますのでご注意ください。

●町県民税・固定資産税・軽自動車税を滞納すると・・・

督促状を送付しても納付がない場合は、催告書を送付します。
それでも納付がない場合は、地方税法に定める延滞金の加算や滞納処分による差押えを行います。

【滞納処分】 所有財産の調査・把握のため、預貯金残高及び生命保険加入状況の調査や勤務先への給与額の照会などを行い、差押財産を決定します。
差押えは滞納期間や滞納額の多さにかかわらず、また、滞納者の意思とは関係なく行います。

【差押実績】

(H21年4月～H24年1月)

預貯金	151件
給与	4件
生命保険	82件
不動産	48件
合計	285件

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を滞納すると・・・

地方税法に定める滞納処分のほかに、次のような措置をとります。

【保険証について】 前年度分の保険税(料)に滞納があると、『短期被保険者証』を交付します。(有効期間が短いため、頻繁に更新手続きが必要。)さらに滞納が続くと、保険証の代わりに『資格証明書』を発行します。(資格証明書で医療機関等にかかるときは一旦全額自己負担となります。)

【保険給付について】 給付(療養費、高額療養費、葬祭費など)の全部または一部を差止めます。納税相談に応じない場合は、差止めた給付から滞納分を差引きます。

●介護保険料を滞納すると・・・

地方税法に定める滞納処分のほかに、介護サービスを受ける際、滞納期間に応じて給付を制限します。

【1年以上滞納した場合】 一旦、介護サービス費用の全額を自己負担します(通常は1割負担)。後日、申請により保険給付9割分の払い戻しを受けることができます。

【1年6カ月以上滞納した場合】 保険給付の全部または一部が一時支払われなくなります。また、差止められている保険給付を滞納している保険料にあてる場合があります。

【2年以上滞納した場合】 滞納している期間に応じて、自己負担分を1割から3割に引き上げます。また、高額介護サービス費などの支給も差止めます。

※2年以上滞納すると介護保険料を遡って納めることができなくなりますのでご注意ください。

◆放置しないで早めに相談を！

滞納している税金等を放置すると、延滞金が加算されたり差押えなど不利益な処分を受けることになります。事情があり納付できない場合でも、相談がないと状況を把握することができないため、やむを得ない事情により納付できない場合は、早めにご相談ください。

問合せ 町県民税、固定資産税、軽自動車税／税務課収納対策室 ☎029 - 288 - 3111(内線121、122)
国保税、後期高齢者医療保険料、介護保険料／保険課 ☎029 - 288 - 3111(内線372)

広 告